

フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書の記入要領

1 申請書の表題

- ・新規申請の場合は「登録の更新」を二本線で消します。
- ・更新申請の場合は「登録」を二本線で消します。
- ※の登録番号・登録年月日は、更新申請の場合に記入が必要となります。「引取業者登録予定番号通知書」等にあるものを記載してください。

2 申請者欄

- ・個人にあつては、住所、氏名を記入し登録印（実印）を押して下さい。
- ・法人にあつては、登記事項証明書にある本店の所在地、名称（商号）、代表者の職名及び氏名を記載し、代表者の登録印（実印）を押して下さい。

（個人例）

新宿区△△町一丁目2番地3号

新宿太郎 ㊟

（法人例）

新宿区〇〇町五丁目2番地3号

株式会社新宿自動車販売

代表取締役 環境太郎 ㊟

3 役員の記載欄

- ・法人の方のみ記載が必要となります。
- ・役員が多数存在し、本欄に書ききれない場合は「別添の誓約書に記載」として下さい。

4 法定代理人欄

- ・申請者が未成年の場合のみ記載が必要となります。

5 事業所記載欄（事業所として公表します）

実際にフロン類回収業務を行う事業所について記載して下さい。

①名称欄

- ・個人の場合は、個人名又は通称名（屋号等）を記載して下さい。
 - ・法人の場合は、会社名と営業所名を記載して下さい。
- （個人例）新宿商店 （法人例）株式会社新宿自動車販売 新宿営業所

②所在地欄

- ・実際にフロン類回収業務を行う事業所の住所を記入して下さい。
- ・電話番号は原則「固定電話」の電話番号を記入して下さい。

6 回収しようとするフロン類の種類欄

- ・該当するものに丸印を記入してください。

7 フロン類回収設備の種類、能力及び台数欄

- ・該当する数字を記入して下さい。

8 複数事業所がある場合

- ・複数の事業所がある場合は、事業所名称等、回収するフロン類の種類、フロン類回収設備等の各欄をまとめ、別紙を作成して下さい。

事業所名称	所在地	電話	回収するフロン類の種類		フロン類回収設備の種類、能力及び台数						
			CFC	HFC	CFC		HFC		CFC・HFC兼用		
					200g/ min未満	200g/ min以上	200g/ min未満	200g/ min以上	200g/ min未満	200g/ min以上	
〇〇自動車(株) △△営業所	新宿区〇〇町 一丁目3-2	03-0000 -0000	○							1	
〇〇自動車(株) △〇営業所	三鷹市△△町 五丁目4-2	0422-00 -0000		○			1				

9 誓約書について

- ・作成例を参考に作成して下さい。
- ・法人にあつては、別紙により役員の名氏及び役職の一覧表を添付して下さい。
- ・申請者が未成年の場合、法定代理人の名氏を記入して下さい。

フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書の添付書類等

1 提出部数

2部（正本(申請用)と副本(申請者控え・副本は正本の複写でも可)）

2 添付書類

記入要領番号	添付書類
2 申請者欄	(1) 登録申請者を確認する書類 (法人の場合) 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 (個人の場合) 住民票 (2) 申請印を確認する書類 印鑑証明書 (3) 更新申請では、「フロン類回収業者登録予定番号通知書」又「フロン類回収業者登録通知書」か「フロン類回収業者変更登録通知書」の写し
4 法定代理人欄	(4) 法定代理人の住民票（申請者が未成年の場合のみ）
5 事業所記載欄 (事業所が複数ある場合はその事業所ごとに必要)	(5) 事業所の所在地を確認できるいずれかの書類 ・ 公的機関等が発行したもので所在地が確認できるもの ・ 土地の登記事項証明書 ・ 土地の賃貸借契約書の写し
7 フロン類回収設備の種類、能力及び台数欄 (事業所が複数ある場合はその事業所ごとに必要)	(6) フロン類回収設備の所有権又は使用権原を証するいずれかの書類の写し ・ 購入契約書、・ 納品書、・ 領収書、・ 購入証明書、・ 借用契約書、 ・ 共同使用規定書、・ 管理要領書 (7) フロン類回収設備の種類及び能力を証するいずれかの書類の写し ・ 取扱説明書、・ 仕様書、・ カタログ (8) フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有することを証するいずれかの資格者の資格証等の写し ・ 冷媒回収推進・技術センター(RRC) が認定した冷媒回収技術者 ・ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) ・ 冷凍空気調和機器施行技能士 ・ フロン等回収・処理推進協議会等が実施する技術修了者 ・ 自動車整備士(シャシ整備士は除く) ・ その他(関連業界団体等の証明書等を添付) 自動車・エアコン整備、フロン類回収業務の経験を有する者
9 誓約書について	(9) 誓約書 法に定める欠格要件に該当しないことを書面により誓約するもの ・ 誓約書、別紙(法人の場合。役員一覧表)

注1 公的証明書等は発行から3ヶ月以内のものとし、ます。「写し」でも可です。

2 申請者が個人でかつ外国籍の場合には、「外国人登録証明書」の提出をお願いします。

3 手数料

新規登録・・・6, 100円

更新登録・・・4, 200円

4 受付時間及び申請先(郵送は不可)

(1) 受付時間 午前9時から11時30分、午後1時から4時

(2) 申請先(郵送は不可です。電話予約の上来訪願います。)

○東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎9階(北側)

東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 審査係自動車リサイクル担当 電話03-5388-3571(直)

○東京都立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎 4階

東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査係 電話042-528-2693(直)

※八王子市内の事業所については、八王子市役所へ申請してください。

八王子市元本郷町3-24-1 (電話) 042-620-7256 (八王子市ごみ減量対策課)

フロン類回収業者変更届出書の記入要領等

1 申請者欄

- ・個人にあつては、住所、氏名を記入し、登録印（実印）を押して下さい。
- ・法人にあつては、登記事項証明書にある本店の所在地、名称（商号）、代表者の職名及び氏名を記載し、代表者の登録印（実印）を押して下さい。

（個人例）

新宿区△△町一丁目2番地3号
新 宿 太 郎 印

（法人例）

新宿区〇〇町五丁目2番地3号
株式会社新宿自動車販売
代表取締役 環 境 太 郎 印

2 条文欄

- ・平成 年 月 日付け第 号で登録を受けた・・・
は、登録年月日及び登録番号を記入して下さい。

（例）

平成14年7月1日付け第2013200×△□◇号で登録を受けた・・・

3 変更欄

- ・変更内容で、変更前を旧欄に変更後を新欄に記入して下さい。
- ・変更内容で、住所や所在地の変更の場合は必ず事業所等の名称を入れて下さい。
- ・変更の理由欄の変更月日は理由発生日を記入して下さい。
- ・変更の理由欄の変更事項は（ ）の中の該当事項を○で囲んで下さい。

例

	新	旧
変更の内容	〇〇自動車(株)△△営業所	〇〇自動車(株)◇△営業所
変更の理由	変更年月日：平成17年2月3日 変更事項：法律第54条第1項第2号 (1 氏名・名称・住所・代表者・ <u>2 事業所の名称及び所在地</u> ・ 3 役員・ 4 法定代理人・ 5 種類・ 6 設備・ 7 台数) (理由) 事業所の統廃合による営業所の名称変更	

4 変更事項が多数ある場合

変更事項が多数あり変更欄に書ききれない場合、別紙で一覧表を作成し、変更事項、変更内容（新・旧対比）、変更理由をまとめて記載して下さい。

5 届出先

- 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎9階（北側）
東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 審査係自動車リサイクル担当 電話03-5388-3571(直)
 - 東京都立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎 4階
東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査係 電話042-528-2693(直)
- ※八王子市内の事業所については、八王子市役所へ届出してください。
八王子市元本郷町3-24-1（電話）042-620-7256（八王子市ごみ減量対策課）

フロン類回収業者変更届出書の提出部数と添付書類

1 変更届出の対象

登録した事項で下表の事項に変更があった場合は変更届出が必要になります。

(注：変更届出は変更事項があった日から30日以内に行う必要があります。)

2 提出部数

2部 (正本(申請用)と副本(申請者控え・副本は正本の複写でも可))

3 登録通知書等の写しの添付

直近の「登録通知書」又は「登録予定番号通知書」か「登録変更通知書」及びその添付書類のを本届出書に添付して下さい。

4 変更事項及び内容と必要添付書類

変更事項及び内容添付書類	添付書類
(申請者の住所等の変更) 1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	変更後の申請者を確認できる書類 (法人の場合) ①登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ②印鑑証明書(印鑑の変更がある場合) ③誓約書(代表者の変更の場合) (個人の場合) ①住民票 ②印鑑証明書(印鑑の変更がある場合)
(事業所等の変更) 2号 事業所の名称及び所在地(複数事業所の場合はその数)	変更後の事業所に関する書類 ①所在地を確認できるいずれかの書類(廃止事業所については添付不要) ・ 公的機関等が発行したもので、所在地が確認できるもの ・ 土地の登記事項証明書 ・ 土地の賃貸借契約書の写し ② 新規開設等の事業所については、事業所ごとに下記5号、6号、7号に係る添付書類
(法人の役員等の変更) 3号 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに順ずる者)	変更後の役員等が確認できる書類 ① 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ② 誓約書(新規の役員がいる場合)
(法定代理人の変更) 4号 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所	変更後の法定代理人の氏名及び住所を確認できる書類等 ① 住民票 ② 誓約書(法定代理人の氏名を記名)
(回収しようとするフロン類の種類の変更) 5号 回収しようとするフロン類の種類	変更に係るフロン類回収設備に関する書類 ①設備の所有権、使用権原を証するいずれかの書類の写し
(フロン類回収設備の種類及び能力の変更) 6号 フロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力 ※設備の能力のみ変更で、フロン類の種類の変更を伴わない場合は届出不要	・ 購入契約書、・ 納品書、・ 領収書、 ・ 購入証明書、・ 借用契約書、・ 共同使用規定書、 ・ 管理要領書 ②回収設備の能力を証するいずれかの書類の写し
(フロン類回収設備の数の変更) 7号 フロン類回収設備の数 ※ ただしフロン類の種類の変更を伴わない場合は届出不要	・ 取扱説明書、・ 仕様書、・ カタログ ※ 回収しようとするフロン類の種類が単に減る場合若しくはフロン類回収設備の台数が単に減る場合は添付書類は不要

注 1 公的証明書等は発行後3ヶ月以内のものとしします。「写し」でも結構です。

2 申請者が個人で外国籍の場合には、「外国人登録証明書」の提出をお願いします。